

## 国際協調オーバーサイトに関する原則

### 原則 1 通知

稼動中または計画中のクロスボーダーないし多通貨の支払・決済システムを確認した各中央銀行は、システムの設計や管理の健全性に関心を持ちうる他の中央銀行に知らせるべきである。

### 原則 2 第一義的な責任

クロスボーダーないし多通貨の支払・決済システムは、当該システムのオーバーサイトについて、第一義的な責任を引き受ける中央銀行のオーバーサイトに服すべきである。また、システム所在国の中央銀行が、第一義的な責任を負うことが推定されるべきである。

### 原則 3 システム全体の評価

第一義的な責任を負う当局は、システムのオーバーサイトにおいて、システム全体の設計や運行状況を定期的に評価すべきである。評価を行うにあたり、第一義的な責任を負う当局は、他の関連する当局と協議すべきである。

### 原則 4 決済の仕組み

システムにおけるある取扱通貨の決済・破綻対応手続きの妥当性に係る判断は、通貨発行国の中央銀行とシステムのオーバーサイトについて第一義的な責任を負う当局の共同責任で行われるべきである。

### 原則 5 不健全なシステム

クロスボーダーないし多通貨の支払・決済システムが、その設計や管理面で、健全性の観点からみて信頼に欠けるような場合、中央銀行は必要に応じて、例えば、このようなシステムの利用やシステムへのサービス提供は、危険かつ健全でない実務であると特定することによって、このような行為を断念させるべきである。